

平成 29 年 6 月 12 日

特定相談支援事業所 各位
障害児相談支援事業所 各位

江戸川区福祉部障害者福祉課

通院等介助の支援内容記載についてお願い

日頃より江戸川区の障害福祉にご協力いただき、ありがとうございます。

サービス等利用計画（及び案）の通院支援内容の記載については、以下の点（算定できる支援）に留意していただき、通院先毎に支援内容と支援にかかる時間の記載をお願いします。

なお、重度訪問介護と同行援護、行動援護を利用して通院する場合も同様となります。

1. 往復の移動介助

往路に含まれる支援

通院準備、病院への移動、受診等手続き

復路に含まれる支援

薬の受取り等、自宅への移動、自宅到着時の介助

2. 移動先における介助

官公署内の介助（通院等介助に含まれる支援）

算定対象となる。

病院内の移動等介助

基本的には院内スタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。

利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、院内の移動に介助が必要な場合や、知的・行動障害等のため見守りが必要な場合、排せつ介助を必要とする場合等が想定される。(平成 26 年 11 月 4 日 障害保健福祉関係主幹課長会議資料)

院内介助について病院のスタッフが対応できない場合の確認については、病院の地域連携室等に相談するなど、適切な方法をとるようにしてください。医師等から文書を出してもら必要はありませんが、確認した内容は必ず計画（案）に記録として残してください。

診療中及び支援を要しない待ち時間は算定対象となりません。